

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	相馬出張所建物賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 東北地方整備局 磐城国道事務所長 菅沼 真澄 福島県いわき市平字五色町8-1
契約締結日	令和2年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	(株) 相馬市振興公社 代表取締役 立谷 秀清 福島県相馬市中村字塚ノ町65番地の16
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	5,305,488円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

(注)

1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

隨 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 相馬出張所建物賃貸借
2. 契約の相手方 株式会社相馬市振興公社
住 所 福島県相馬市中村字塚ノ町 65-16
電話番号 0244-35-5544
3. 理 由 本件は相馬出張所の建物を賃貸借するものである。
相馬出張所は東日本大震災に係る復旧・復興事業を実施するために平成24年4月に新設されたものであり、当時は震災直後で相馬市周辺の利用可能な物件も限られ、当方が求める広さや設備等の条件を満たす施設が上記業者の所有する振興ビルだけであった。さらに現在も相馬市周辺は、帰還困難区域からの避難者や除染、復興に関する業者が多数居住しているため物件不足が解消されていない状況であり、再選定は困難である。
また、出張所での業務において必要な設備（机やいす等の搬入、棚の耐震、LAN回線の引き込みや室内配線など）を設置したため、移転するとなると多額の経費が必要となることと移転の際に業務が停滞することを考慮すると継続して契約することが望ましい。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。